

アルケマ・グループ従業員向け株式募集2024 日本向け補足書類



アルケマ・グループ従業員向け株式募集2024における、アルケマ株式への投資をご案内します。以下には、本募集に関する条件の概要、各地域における募集に関する情報及び本募集に関する主な税務上の影響が記載されています。

→ 募集の概要

配布されるパンフレット及びその他の資料と併せてお読みください。

■ 従業員向けの増資

アルケマ株式は、アルケマの従業員向け増資に基づき、アルケマ・グループ会社に参加する全ての資格のある従業員に対して提供されます。アルケマ・グループ従業員向け株式募集は、「クラシック・プラン」として募集されます。

申込株式数の合計が募集された株式数(1,350,000株)を上回った場合、申込株式数は減少される可能性があります。このような場合、各参加者は個別に通知されます。さらに、本年度の日本における募集の申込総額が、過去12か月以内に日本で行われた募集の申込額とあわせて1億円以上となる場合¹、申込株式数が全申込者について比例的に引き下げられる可能性があります。なお、あなたの申込額により取得できる引き下げられた申込株式数が整数でない場合は、整数となるように切り捨てられ、切り捨てられた株式数に相当する支払は返金されます。このような場合、各参加者は個別に通知されます。

■ 資格

アルケマ並びにアルケマが直接的及び間接的に過半数出資している子会社の現在の全従業員であり、いずれの場合も申込期間終了時に算定して最低3か月間在籍している者とします。加えて、かかる従業員は、申込期間中に自身が払込申込書を提出した日時点において雇用されていなければなりません。

■ 申込期間

申込期間は、2024年9月16日に開始し2024年9月30日に終了します(当日を含みます。)

あなたが本募集への参加を決めた場合、2024年9月16日から2024年9月30日の間に、右記のウェブサイト(www.ake2024.arkema.com)にログインし、「申込」ボタンをクリックして下さい。あなたの業務用E-mailアドレスに送信済のユーザーID及びパスワードの入力が求められます。

あなたが業務用E-mailアドレスを有していない場合又はユーザーID及びパスワードを受領していない場合、遅くとも2024年9月30日までに、あなたの払込申込書をアルケマ株式会社の人事・総務部(100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル15階)又はボスティック・ニッタ株式会社の人事部(581-0024 大阪府八尾市二俣2丁目22)に提出することで本募集に参加することができます。連絡担当者は以下をご覧ください。

(アルケマ株式会社)

連絡担当者: 木村彩

電話: 03-5251-9897

e-mail: aya.kimura@arkema.com

(ボスティック・ニッタ株式会社)

連絡担当者: 浜田 美友紀

電話: 072-948-8286

e-mail: miyuki.hamada@bostik.com

¹ 申込総額の計算において、(i)従業員株式プランにおいて発行される株式の発行価額の総額及び(ii)無償株式としてマッチングされる株式の公正な評価額(市場価額の合計額)が合算されますのでご注意ください。2021年、金融庁は、従業員に付与される無償株式及び無償ストックオプションの発行価額はそれらの公正な評価額であるとの見解を示しました。当該見解によれば、無償株式としてマッチング拠出される株式の申込金額は当該株式の市場価額となります。

■ 申込価格

アルケマ株式の申込価格は、「参照価格」から25%を割り引いた価格となります。

参照価格は、2024年9月11日の前日の20取引日間のアルケマ株式始値の平均価格に基づいています。

支払は、申込期間開始までに決定される為替レートを、現地通貨で行うことが要請されます。かかる為替レートは、申込期間中、有効なものととして申込価格の支払に用いられることになります。

あなたの出資期間中、アルケマ株式の価値は、ユーロと円の為替レートの変動による影響を受けます。そのため、ユーロの価値が円と比べて高くなった場合、円で表示された株式の価値は増加します。他方、ユーロの価値が円と比べて低くなった場合、円で表示された株式の価値は減少します。

■ 出資金には上限があります

あなたが出資できる申込限度額は、(i)アルケマ株式750株の申込価格、又は(ii)あなたの2023年の総年間報酬額の25%若しくは2024年の推定総年間報酬額の25%のいずれか低い方に相当する額となります。

あなたが出資できる最低申込額は、アルケマ株式1株の価格となります。

■ 支払方法

以下の3つの支払方法のうち1つを選ぶことができます。

1 即時払い即時払いを選ぶ場合は、2024年9月30日までに、下記口座宛にあなたの出資金を振込む(送金費用はあなたの雇用者が負担します)ことになります。

振込口座

(アルケマ株式会社)

三井住友銀行 本店営業部

当座預金 口座番号 2051935

口座名 アルケマ(カ)

(ボスティック・ニッタ株式会社)

三井住友銀行 大阪中央支店

当座預金 口座番号 5084808

口座名 ボスティック・ニッタ(カ)

2 月給天引きによる支払(あなたの雇用者からの貸付)

月給天引きによる支払を選ぶ場合は、あなたの雇用者は、あなたの払込申込書に記載された申込価格分の無利息の貸付を提供し、当該貸付は、2024年11月から24か月間にわたり月給天引きによって実質的に均等な分割払いの形で返済されます。毎月の月給からの天引き額は、あなたの月給手取り額の10%を超えないものとします。

3 上記1及び2の組み合わせによる支払

あなたは上記1及び2の組み合わせによる支払を選ぶことができます。

■ 為替管理

あなたの最初の出資額が1億円を超える場合、取得後20日以内に日本銀行を經由して財務大臣に報告書を提出しなければなりません。

あなたが日本から海外へ向けて支払った申込価額が3,000万円を超える場合、支払を行った日の属する月の翌月20日までに日本銀行を經由して財務大臣に報告書を提出しなければなりません。

■ 株式の保管

当該株式は、銀行によってあなたの名義で保管されます。アルケマは、5年間の凍結期間中に、自らの費用で保管方法を変更する権利を保持しています(ただし、当該変更によってあなたに対する課税に悪影響が及ぶ場合はこの限りではありません。)。この変更には、適用法令に従って当該株式の保有をファンド(*fonds commun de placement d'entreprise*)に移管する場合があります。

■ あなたの資産は5年間の凍結期間の対象となります

本募集の下で付与される利益を得ることの条件として、あなたの株式は5年間の凍結期間(2029年10月30日まで)の対象となります。かかる期間中は、早期終了事由がない限り(下記「早期終了事由」をご参照ください。)あなたは投資資産の換金等ができません。

■ 早期終了事由

次の事情がある場合にのみ、上記凍結期間の終了を請求することができます。

- (i) 従業員が結婚し又はシビル・パートナーシップを結んだ場合。
- (ii) 子供が産まれた場合又は養子縁組により子供を家に迎えた場合。ただし、従業員の世帯が既に少なくとも2人の子供に対し経済上の責任を追っていることを条件とします。
- (iii) 少なくとも1人の子供の唯一又は共通の通常の居住地を当該従業員の住居とする旨を明記する裁判所の決定を受けて、離婚又は別居した合。
- (iv) 本人、その配偶者又はその子供が、フランス法に定める障害者となった場合。
- (v) 本人又はその配偶者若しくはシビル・パートナーが死亡した場合。
- (vi) 雇用契約が終了した場合。
- (vii) 受益者に対し、その配偶者、シビル・パートナー若しくはパートナー又は以前の配偶者、シビル・パートナー若しくはパートナーから家庭内暴力があり、早期償還が認められる場合。
- (viii) 本人、その子供又はその配偶者が、蓄えた資金をフランス法に規定される一定の事業の開始に充てる場合。
- (ix) 蓄えた資金を主たる住居の取得又は拡張に充て、新しい生活環境の整備を伴う場合又はあなたの主たる居住地に地方自治体が認定する自然災害が生じ、その被害回復に充てる場合。

上記はフランス法の下で現在認められている早期終了事由規定の概要です。早期終了事由は同法と齟齬がないように解釈され適用されません。上記の早期終了事由のいずれかに該当するものであると依拠する又は依拠しようとする前に、あなたのケースがフランス法の要求する条件を満たしているか確認するため、あなたの雇用主に相談しなくてはなりません。

従業員(あなたの遺言執行者)は、死亡した場合、障害者となった場合、家庭内暴力を受けた場合又は雇用契約が終了した場合(これらの場合はいつでも請求を行うことができます。)を除き、当該事由の発生後6か月以内に凍結期間の終了の請求を提示しなくてはなりません。詳細は連絡担当者にお問い合わせください。

■ 配当

あなたが申込を行った株式に関する配当は、あなたに支払われます。

■ 議決権

あなたはアルケマの株主総会において、あなたの株式の議決権を行使することができます。

■ 凍結期間の終了

あなたの投資資産は、5年間の凍結期間の終了時に、又は早期終了事由がある場合にはそれ以前に、換金等が可能となります。凍結期間の終了に先立ち、あなたは投資資産の換金等が可能となることを通知されます。

■ 本募集に関する重要な通知

本募集は、日本の金融商品取引法第4条第1項本文の規定の適用を受けないものであり、従って当該募集に関して同法に従った有価証券届出書は提出されておらず、今後も提出されません。

■ 投資助言に関する重要な通知

アルケマ及びその子会社(「アルケマ・グループ」)は、本募集に関し投資助言を行っていません。投資はあなた自身が、あなたの経済的資源、投資目標及び他に利用可能な投資対象を考慮に入れて行わなければならない個人的な決定です。本募集への参加は完全に任意によるものです。

■ リスク

あなたの投資した資産価値は、アルケマ株式の市場価格における動向及び/又はユーロと円の為替レートの動向によっては申込価格を下回る可能性があります。かかる動向は、一般的な市況、経済状況又はアルケマの将来的な見通し、あるいはその他の状況によって変化するものであり、従ってあなたが投資した資産価値が大きく影響を受ける可能性があります。

無償株式

■ 無償株式の付与

アルケマ取締役会は、無償株式プランの規則に定められる条件に従って、クラシック・プランへの全ての参加者に対して、無償株式を取得する権利を付与することを予定しています。無償株式の付与は、2024年11月5日(「付与日」)に行われることが予定されています。無償株式プランの規則の条件の概要は以下に記載のとおりです。あなたは、人事・総務部に請求することにより、無償株式プランの規則(フランス語又は英語で記載されます。)を取得することができます。

無償株式プランに参加しているアルケマ・グループの会社を、「参加会社」といいます。

■ 資格

無償株式プランに従い株式の付与を受ける資格を得るには、従業員は、以下の条件を満たさなければなりません。

- ・クラシック・プランに参加するために有効な申込書を提出し、かつ、その募集にかかる全ての条件を完全に遵守していなければなりません
- ・付与日においてアルケマ・グループの会社により雇用されていなければなりません(ただし、以下の「継続雇用条件の例外事由」に列挙される事由が申込日から付与日までの間に発生した場合は、この限りではありません。)

無償株式を取得するためには、従業員は下記の継続雇用条件を満たさなければなりません。

■ 無償株式の数及び無償株式付与の上限

上記の無償株式プランの条件を満たした全ての資格のある従業員は、アルケマから無償株式を取得できる権利を付与されます。資格のある従業員は、自身が申し込んだ株式4株につき1株の無償株式を付与されますが、付与される株式数の上限は25株です。

なお、疑義を避けるため補足すると、申込株式数は、実際にあなたに交付される株式数をもとにします。アルケマ・グループ従業員向け株式募集において、個人又は全体の申込株式数が許容されている数又は申込可能な数を上回った場合に、これを減らすことがあります。このような減少も考慮の上、株式は現に交付されます。

■ 無償株式の付与に関する情報

資格のある従業員は、アルケマ取締役会により無償株式の付与が行われてから数週間以内に、当該従業員が無償株式を取得する資格がある旨及び当該従業員に付与される無償株式の数を確認する手紙又は書類を受領することになります。

■ 無償株式の交付

無償株式は、その付与から4年後の2028年11月6日(「交付日」)又はその近辺の日において、それまでの期間において無償株式プランの規則に定められる条件(特に継続雇用条件)が満たされている場合に、資格のある従業員に対して交付されます。付与日から交付日までの期間を、「権利確定期間」といいます。交付日以前においては、資格のある従業員は、無償株式を所有しておらず、そのため、無償株式に関する配当を受け取る権利を有しておらず、株主総会において議決権を行使できません。

なお、疑義を避けるため補足すると、たとえ交付日以後に実際に配当が支払われ又は実際に株主総会が開催される場合であっても、これらに関連する基準日が交付日以前である場合には、資格のある従業員は無償株式に関する配当を受け取る権利を有しておらず、株主総会において議決権を行使できません。

■ 無償株式を取得する権利の譲渡禁止

無償株式を付与されたことにより発生する権利は、資格のある従業員個人に属するものです。資格のある従業員は、無償株式プランの下で無償株式を取得する権利を、売却し、譲渡し又は担保に供することはできません。この譲渡禁止の例外は、資格のある従業員が死亡した場合に、法定相続人への相続によって生じる権利の承継に限られます。

■ 継続雇用条件

無償株式を取得するためには、資格のある従業員は、権利確定期間全体にわたってアルケマ・グループ(アルケマ及びアルケマが議決権の過半数を有する子会社をいいます。)の従業員でいなければなりません。かかる雇用は、継続していなければならず、中断があってはなりません。

より明確な表現をするならば、資格のある従業員が権利確定期間のいかなる時点であってもアルケマ・グループの従業員でなくなった場合、当該従業員は無償株式に関する権利を全て失います。これらの権利は、当該従業員がその後アルケマ・グループによって再雇用された場合であっても、復活することはありません。

■ 継続雇用条件の例外

権利確定期間中に、以下の理由に基づき資格のある従業員がアルケマ・グループの従業員でなくなった場合には、当該従業員は継続雇用条件を満たしたものとみなされます。

1 死亡した場合

資格のある従業員が死亡した場合、死亡した従業員の法定相続人は、その死亡の日から6か月を経過するまでの間、無償株式の交付を請求することができます。この場合、付与された一切の無償株式はその請求後直ちに法定相続人に交付され、権利確定期間の適用はありません。

かかる請求が行われなかった場合、死亡した資格のある従業員に付与されていた無償株式は、交付日にその法定相続人に交付されます。

2 障害者となった場合

資格のある従業員が、フランス社会保障法典L第341-4条カテゴリー2又は3に定められている区分に相当する障害者(又は外国法においてこれに相当する障害者)となった場合、付与された無償株式は交付日に交付されます。

3 定年退職した場合

日本の法律又は雇用慣行の下で定められる定年に達したことにより退職した場合、付与された無償株式は交付日に資格のある従業員に対して交付されます。ただし、この例外は法律上認められる場合にのみ適用されます。

4 整理解雇の場合又はその他会社都合により雇用契約が終了した場合

整理解雇の場合又はその他会社都合により雇用契約が終了した場合、付与された無償株式は交付日に資格のある従業員に対して交付されます。なお、疑義を避けるため補足すると、従業員の行為や業績に関連する理由により雇用契約が終了した場合、無償株式に関する権利は失効します。

5 参加会社としての資格を喪失した場合又は事業若しくは事業部門が売却された場合

参加会社の支配権の変更又は事業若しくは事業部門が売却された場合(外部委託された場合も含みます。)、関連する会社、事業又は事業部門に属していた資格のある従業員は、かかる事由の発生により自らの無償株式を取得する権利を失うことはありません。付与された無償株式は、交付日に資格のある従業員に交付されます。

■ 無償株式の所有権及び売却制限

交付日において、交付された無償株式は資格のある従業員が完全な所有権を有する財産となります。資格のある従業員は、当該日において、かかる無償株式の所有権から生じる全ての利益、特に、アルケマの株主総会において議決権を行使し、又は代理人により行使する権利、及び一切の配当を受領する権利を享受することになります。

無償株式の受領後は、受領者は、インサイダー取引規制によりその売却が制限される場合を除き、自由に無償株式を売却することができます。無償株式は、アルケマの裁量によって交付日以降に一又は複数の株式保有ファンド(FDPE)に移管されることがありますが、あなたは無償株式プランに申し込むことによって、この移管の方法について承諾したものとみなされます。あなたはこの移管の方法について交付日までに通知されます。

アルケマ・グループの会社が、無償株式の付与又は交付を原因として、資格のある従業員に代わって税金、社会保障費その他の政府への賦課金を支払う必要が生じた場合、アルケマは、従業員が、かかる金銭を支払うか、アルケマが満足する方法で支払のための手配を行うか、又は株式を売却してその売却代金から差し引くことができるようにするまで、無償株式の権利移転を留保する権利を有します。

■ 無償株式プランの変更

アルケマの組織再編により、交付日までに会社分割又は資産の全部若しくは大部分を他の会社に移転することとなった場合、無償株式プランは、無償株式プランの下で当初予定されていたアルケマ株式の交付に代えて、存続する会社又は承継する会社の株式を交付するため、アルケマ取締役会又は法律により修正される可能性があります。

日本の居住者である従業員向けの税に関する情報

以下の概要は、(i)日本の税法並びに締結日当時の日本及びフランス共和国との間の二重課税防止条約(その後の改正を含みます。)(以下「条約」といいます。))における日本の永住者であり、(ii)条約の恩恵を受ける資格を有する従業員に適用される(ただし、特定の場合には適用されない可能性があります。))ことが見込まれる一般原則について説明しています。本概要は、情報提供のみを目的としており、完全又は確定的なものとして依拠すべきものではありません。確実な助言を受けるために、従業員は、アルケマ従業員向け募集への参加に関する税効果について自身の税務顧問と相談しなくてはなりません。

以下に挙げられた税効果は、全て募集時に有効な日本の税法、税務及び条約に基づいて記載されています。これらの法律、税務及び条約は、時間の経過と共に変更されることがあります。

A. フランスにおける課税

株式の取得によってあなたがフランスにおいて課税されることはありません。フランスの非居住者に支払われた配当については、フランス国内法に基づき、フランスにおいて75%の源泉徴収税が課されることとなる非協力的な国又は地域(NCST)²に開設された銀行口座に払い込まれる場合を除き、通常、フランスにおいて12.8%の源泉徴収税が課されます。あなたの出資に対して生じたいかなる利益も、フランスにおける課税又は社会保障費の対象とはなりません。

B. 日本における課税

■ 取得時

日本の所得税法上、取得価格の割引については、アルケマ株式の取得のときに課税がなされます。取得価格の割引金額は、一般的には、給与所得として課税されるのが近時の実務です³。

取得価格の割引金額は(i)アルケマ株式の発行日の市場価格を当日のユーロの円に対する対顧客直物電信売買相場の仲値(TTM)で円に換算した額が(ii)あなたが当該株式を取得するために円貨で支払った価格を上回る額と見なされます。なお、かかる割引金額は、日本の課税上算出される金額であるため、実際の募集における割引金額よりも多くなり又は少なくなる可能性があります。課税される割引金額は、あなたの給与所得と合計され(通常の給与所得控除は利用できます。)、かかる金額は当該暦年における他の所得と合計されます。合計された総額は、通常の累進税率により課税されます。

課税される割引金額については、日本の源泉分離課税には服さず、確定申告を行うこととなります。あなたは、アルケマ株式を取得した年の翌年3月15日までに確定申告を行う義務があります。取得価格の割引金額を合計したあなたの給与所得合計が2,000万円以下であっても、あなたの雇用者は年末調整で税務処理を完了させることができず、従って割引金額について確定申告が必要となります。なお、あなたの雇用者は、アルケマがあなたに供与した経済的利益(取得価格の割引金額及び無償株式の価額)に関する調書を所轄税務署に提出する義務を負っています。

■ 配当

アルケマ株式について支払われる配当は、日本の所得税法に基づき配当所得として課税されます。原則として、あなたはこれらの配当について確定申告をしなければならず、これらの配当を含むあなたの全世界所得が通常の累進税率により所得税法に基づき課税されます。あなたは、配当を受けた年の翌年3月15日までに、確定申告を行い対応する税金を支払わなければなりません。

ただし、(i)あなたの給与所得が2,000万円以下であり、かつ、(ii)あなたの給与所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下である場合には、原則としてあなたは確定申告をする必要はありません⁴。この場合、アルケマ株式の配当は日本の所得税の対象とはなりません。

配当に関して日本の所得税を支払うかどうかにかかわらず、あなたの所得(アルケマ株式の配当を含む⁵)は、日本の地方税法に基づき、10%の税率(固定税率)で地方住民税が課されます。

² NCSTの一覧表は毎年改定されるものです。現時点においてNCSTに認定された国又は地域は、以下のとおりです：アンギラ、パナマ、イギリス領タークス・カイコス諸島、セーシェル、バヌアツ。

³ アルケマ株式が配当時に上場されており、その他の一定の要件も満たしている場合、アルケマ株式についてあなたに支払われる配当は、確定申告書において選択することにより、原則として他の所得とは分離されて20.315%の税率で所得税が課されます(地方税及び復興特別所得税を含む。)

⁴ ただし、上記「取得時」の項目に記載のとおり、アルケマ株式の取得の際には、取得価格の割引金額は給与所得として取扱われるものの、これを合計したあなたの給与所得が2,000万円以下であっても、確定申告が必要となります。

⁵ アルケマ株式が配当時に上場されており、その他の一定の要件も満たしている場合、アルケマ株式についてあなたに支払われる配当は、確定申告書において選択することにより、他の所得とは分離されて5%の税率で地方税が課されます。

■ 凍結期間終了時及び/又はあなたの株式の売却時

あなたは、あなたのアルケマ株式を売却しない限り、5年間の凍結期間終了時に課税されることはありません。

あなたがアルケマ株式を売却した場合、アルケマ株式の売却による譲渡益は、譲渡益以外の所得とは分離されて課税対象となり、譲渡益に対する税額(地方税を含む。)は、原則として、かかるアルケマ株式(配当の再投資があった場合には、再投資により取得された株式を含む。)の売却手取金からみなし取得原価を控除した残額の20.315%となります。

本募集に基づき取得したアルケマ株式以外のアルケマ株式を保有していない場合は、税務上、あなたが保有する各アルケマ株式のみなし取得原価は、原則として、全アルケマ株式の発行日時点におけるアルケマ株式の市場価格の総額を、アルケマ株式の合計数で除して計算するものとします。

原則として、アルケマ株式の売却によりあなたに生じた譲渡損失は、その年に生じた株式等の譲渡益からのみ控除することができます。ただし、アルケマ株式が譲渡時に上場されており、その他の一定の要件も満たしている場合、アルケマ株式の譲渡により生じた譲渡損失は、翌3年間に生じた上場株式等及び一定の公社債の譲渡益から繰越控除されます⁶。

譲渡益の計算の前提となる売却価額は、日本の課税上、譲渡の日の為替レートで円貨に換算されることにご留意下さい。従って、為替レートの変動は譲渡益に反映されることになります。

その他

■ 天引きによって返済される、あなたの雇用者があなたに対して提供する貸付による課税

あなたの出資金は、あなたの日本の雇用者よりアルケマに対して、月給からの天引きの前に支払われます。このような前払いは貸付となります。

あなたの雇用者からあなたに提供される貸付の利率が、(i)短期貸付の平均利率に基づき計算された財務大臣が告示する割合プラス1%、又は(ii)雇用者があなたに対する貸付を実施するために資金を借りている場合には雇用者が当該資金を借りている利率を下回る場合、当該低い利率の利息から得られる利益(すなわち、あなたに対する貸付利率と上記(i)及び(ii)の利率のうち低い方との差)は、原則として、給与所得として課税されます。この所得は、他の所得と合計され、合計された総額は通常の累進税率により課税されます。

しかしながら、(i)利息が妥当である場合(例えば、かかる利率が雇用者が前年に資金を借りていた際の利率の平均である場合)、及び(ii)上記の所得が年間5,000円以下である場合等の特定の場合においては、かかる所得は課税されません。

無償株式

無償株式を取得する権利を付与された時点における税金

日本の所得税法の下では、無償株式を取得する権利を付与された時点においては課税されません。

無償株式を交付される権利が権利確定期間終了以前に実現したにもかかわらず、交付日まで無償株式の交付を受けなかった場合における税金

日本の所得税法の下では、あなたが無償株式に関する法律上の権利を取得して初めて、あなたの収入が認識され課税がなされます。したがって、この場合、無償株式の交付を受ける時点までは課税されません。

無償株式を交付された時点における税金

無償株式の交付時において、あなたは(i)交付日における無償株式の時価と(ii)その無償株式を取得するために要した費用(もしあれば)の差額として算定される額の利益を得たものとみなされます。無償株式に関して得た利益の額は、一般的には、給与所得として課税されるのが近時の実務です。かかる課税される利益の額は、あなたの給与所得と合計され(通常の給与所得控除は利用できます。)、かかる金額は当該暦年における他の所得と合計されます。合計された総額は、通常の累進税率により課税されます。

かかる課税される利益の額については、日本の源泉分離課税には服さず、確定申告を行うことになります。あなたは、無償株式の交付を受けた年の翌年3月15日までに確定申告を行う義務があります。かかる課税される利益の額を合計したあなたの給与所得合計が2,000万円以下であっても、あなたの雇用者は年末調整で税務処理を完了させることができず、従って課税される利益の額について確定申告が必要となります。

無償株式の売却時における税金

無償株式の売却にかかる課税については、上記の「凍結期間終了時及び/又はあなたの株式の売却時」に記載の課税に関する情報が同様に適用されます。

社会保障費

あなたの出資に対して生じたいかなる利益も、日本における社会保障費の対象とはなりません。

⁶ 譲渡損失が生じた年と同じ年に他の上場株式等から生じた配当所得又は一定の公社債から生じた利子所得を有する場合であって、その他の一定の要件(あなたが所定の事項を記載した確定申告書に所定の書類を添付して提出することを含みます。)が満たされることを条件として、譲渡損失を当該配当所得又は利子所得と相殺することができます。